

## 議案第 70 号

向日市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例  
の一部改正について

向日市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 8 月 28 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

向日市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第23号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

| 改 正         |  |   | 現 行         |   |   |
|-------------|--|---|-------------|---|---|
| 別表第1（第4条関係） |  |   | 別表第1（第4条関係） |   |   |
| 執行機関        | 事務   |   | 執行機関        | 事務  |   |
| 1 市長        | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による健康診断に関する事務であつて規則で定めるもの  |   | 1 市長        | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による健康診断に関する事務であつて規則で定めるもの |   |
| 2 市長        | 生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの |   |             |   |   |
| 別表第2（第4条関係） |  |   | 別表第2（第4条関係） |   |   |
| 執行機関        | 事務   | 特定個人情報  | 執行機関        | 事務  | 特定個人情報  |
| 略           |  |   | 略           |   |   |
| 3 市長        | 生活保護法 _____ による保護の決定又は実施に関する事務                                     | 障害者関係情報（法別表第2に規定する障害者関係情報をいう。）又は自立支援医療費に関する情報であつて規則で定めるもの | 3 市長        | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定又は実施に関する事務                             | 障害者関係情報（法別表第2に規定する障害者関係情報をいう。）又は自立支援医療費に関する情報であつて規則で定めるもの |
| 略           |  |   | 略           |   |   |

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。